

ここでチェック！ 当てはまる箇所を確認の上、記入してください。

【認定条件】※該当しない場合は、認定を受けられません。

- 住民税が非課税世帯（世帯分離している配偶者の課税状況を含む）であること。
※本人が非課税でも、世帯員や世帯分離している配偶者が課税の場合には、認定を受けられません。
- 預貯金等の資産の合計額が、基準額以下であること。
※ 基準額は別紙をご参照ください。

【記入箇所】

- 全員共通 … ①、③ を記入

以下に該当する場合は、記入してください。

- 介護保険施設に入所している … ② を記入
- 配偶者がいる（③で有に○） … ④ を記入
- 生活保護を利用されている … ⑤ にチェック
- 生活保護を利用されていない … ⑥、⑦ を記入
⑥のいずれかにチェックし、遺族年金か障害年金を受給していれば○を記入
⑦に預貯金額等を記入
- 届出者が申請者本人ではない … ⑧ を記入

【添付書類】（生活保護利用者は不要）

- 同意書（水色）
- 通帳等の写し（コピー）（口座名義人の記載ページ及び残高ページ）
※ 直近で通帳を記帳してからコピーしてください。
※ 配偶者がいる場合は、配偶者の通帳もコピーしてください。
※ 有価証券がある場合は、金額のわかる書類をコピーしてください。

住民税が課税だと認定が受けられません。納税義務者には「決定通知書」が市民税課から送付されます。

住民税に関するお問い合わせ
市民税課 046-225-2011

記入例

黄色

新規・更新

介護保険負担限度額認定申請書

(申請先)

厚木市長

年 月 日

次に掲げる関係書類を添えて、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額認定を申請します。

①	被保険者氏名	アツギ タロウ 厚木 太郎	被保険者番号	0000123456
	個人番号		記載不要	
	生年月日	S12. 3. 4	性別	男
②	入所施設等の所在地及び名称(※)	厚木市中町3-17-17 特別養護老人ホーム 厚木苑	連絡先	046-225-2240 046-223-1511
③	入所日	H5 年 4 月 1 日	(※)介護保険施設に入所(院)していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。	
	配偶者有無	有	左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記載不要です。	
	フリガナ	アツギ ハナコ		
④	氏名	厚木 花子	個人番号	記載不要
	生年月日	S13 年 4 月 5 日		
	住所(居住時と異なる場合は別記)	厚木市中町3-17-17	連絡先	046-225-2240
⑤	本年1月1日現在の住所(居住時と異なる場合は別記)			
	市町村民税	課税	非課税	
⑥	収入に関する申告	<input type="checkbox"/> 生活保護受給者/市町村民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 <input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であつて、収入金額の合計額が年額80万円以下である。受給している年金があれば○ <input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であつて、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円以下である。受給している年金に○し、受給していない場合は二重線で消して下さい。 <input checked="" type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であつて、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額80万円を超え100万円以下です。(受給している年金に○して下さい。受給していない場合は二重線で消して下さい。) <input type="checkbox"/> 市町村民税世帯非課税者であつて、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が年額100万円を超えている。受給している年金に○し、受給していない場合は二重線で消して下さい。		
⑦	預貯金等に関する申告	預貯金額	3,456,789 円	有価証券(評価概算額) 円
		その他(現金・負債を含む)	円 ※内容を記入してください	
⑧	届出者本人の場合には、下記について記載は不要です。	届出者氏名	厚木 二郎	連絡先(自宅・携帯・勤務先)
		届出者住所	厚木市中町3-17-17	本人との関係
				046-225-2240 長男

注意事項

- (1) この申請書における「配偶者」については、世帯分離をしている配偶者又は内縁関係の者を含みます。
- (2) 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数所有している場合は、そのすべてを記入し、通帳等の写しを添付してください。生活保護受給者に限り、省略できます。
- (3) 書き切れない場合は、余白に記入するか又は別紙に記入の上添付してください。
- (4) 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。